アドビ一般利用条件のソフトウェア条項

最終更新日:2017年4月1日

本ソフトウェアライセンス条項は、本サービスの一部として含まれているソフトウェアの使用(Creative Cloud メンバーシップを使用して Creative Cloud アプリを使用する場合など)を支配します。これらの条項は、アドビ一般利用条件(総称して「一般利用条件」といいます)に組み込まれています。本条項で定義されていない用語には、一般利用条件で定義されているものと同じ意味があります。本ソフトウェアはお客様に対して、本条項に従ってのみその使用が許諾され、販売されるものではありません。お客様が特定のソフトウェアに関して、アドビとの間に別の契約書を交わしている場合で、当該契約書が本契約と相反する場合は、当該別契約の条件が優先されます。

1. ソフトウェアの使用

1.1 サブスクリプションベースのライセンス

本サービスを使用するサブスクリプションの一部としてお客様にソフトウェアを提供する場合、本条項の順守を条件としてアドビは、本ソフトウェアをインストールして使用する非独占的ライセンスを、お客様に付与します:(a)テリトリー内で、(b)サブスクリプションが有効なかぎり、(c)本条項、および本ソフトウェアに付属する関連ドキュメンテーションに一致している。「テリトリー」は世界中を意味しますが、米国の輸出禁止国と、本ソフトウェアまたはサービスの使用をお客様が禁止されている国を、除きます。http://www.adobe.com/go/activation_jp に記載されていないかぎり、お客様は本ソフトウェアを同時に最大 2 台の機器(または仮想マシン)でアクティブにすることができます。ただし、これらのアクティブ化は、同じ個々の機器に対して同じアドビ ID に関連するものとします。ただし、本ソフトウェアをこれらの複数の機器で同時に使用することはできません。

- 1.2 **機器ベースのソフトウェアライセンス** ソフトウェアライセンスを機器または仮想機器の台数に基づいて購入した場合(Creative Cloud を教育用に購入した場合など)、本第 1 条 2 項が適用されます。
- (a) **ライセンス** 本ソフトウェアに付属しているドキュメンテーションに指定されているこれらの条項と ライセンス範囲を順守することを条件として、本ソフトウェアをインストールして使用する非独占的ライセンスを、アドビはお客様に付与します:(1)テリトリー内で、(2)ライセンス期間中、(3)ライセンスの 範囲内で、(4)本条項および本ソフトウェアに付属する関連ドキュメンテーションに一致している。
- (b) **サーバーからの配布** アドビとお客様との間のライセンス文書で許可されている場合、お客様は、同じイントラネット内のコンピューターに本ソフトウェアをダウンロードおよびインストールする目的で、本ソフトウェアの画像をお客様のイントラネット内のコンピューターファイルサーバーに、コピーできます。「**イントラネット**」は、お客様およびその権限を与えられた従業員および契約者がアクセスでき

る私有の専用コンピューターネットワークを意味します。イントラネットには、インターネットでサプライヤー、ベンダー、またはサービスプロバイダーに公開されている部分や、サプライヤー、ベンダー、またはサービスプロバイダーに公開されているネットワークコミュニティ、または一般に公開されているネットワークコミュニティー(メンバーシップやサブスクリプションに基づく団体、協会などの組織)は含まれません。

1.3 **一般ライセンス** ソフトウェアがサブスクリプションや機器の数の制限なしで提供されている場合、本条項を順守することを条件として、アドビはお客様に、本ソフトウェアをインストールして使用する 非独占的ライセンスを、下記によって付与します。(a)テリトリーで、(b)本サービスを使用およびアクセ スする目的で、(c)本条項および本ソフトウェアに付属する関連ドキュメンテーションを順守する。

1.4 ソフトウェア開発キット 本ソフトウェアにソフトウェア開発キット(以下、「SDK」)が含まれ、当該キットに別段の使用許諾書に関する言及がない場合、お客様は、本ソフトウェアと相互運用されるアプリケーション(以下、「デベロッパーアプリケーション」)の開発のために、SDK を使用することができます。SDK には、実装例のソースコード(以下、「サンプルコード」)、ランタイムコンポーネント、またはライブラリが含まれている場合があります。これらは、本ソフトウェアと適切に相互作用させるために、デベロッパーアプリケーションに含めることができます。お客様は、デベロッパーアプリケーションの社内開発のみを目的として、SDK を使用することができます。さらに SDK に含まれるサンプルコード、ランタイム、およびライブラリを、SDK をデベロッパーアプリケーションに適切に実装するのに必要な場合にのみ、再配布することができます。お客様は、デベロッパーアプリケーションまたはお客様による SDK の使用から生じるいかなる損失、損害、請求または訴訟からも、弁護士費用も含めて、アドビを免責補償します。SDK について別段の使用許諾契約書がある場合は、当該契約書が本条よりも優先されます。

1.5 制限および義務

- (a) **所有権の表示** お客様が許可を得て作成する本ソフトウェアのすべてのコピーには、本ソフトウェア 上または本ソフトウェア内に付された著作権表示およびその他の所有権表示と同一の表示が付されてい なければなりません。
- (b) 制限 本契約内で認められる場合を除き、お客様は以下のことを行ってはなりません。
- (1) 本ソフトウェアの変更、移植、翻案または翻訳。
- (2) 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを行うなどして、本ソフトウェアのソースコードの解読を試みる。
- (3) 本ソフトウェアをサービスビューローベースで使用または提供する。

- (4) 本ソフトウェアをホストまたはストリームする、または他者によるインターネットを介した、または リモートでの本ソフトウェアへのアクセスを可能にする。
- (5) (i)本ソフトウェアへのアクセス制御を目的とする技術的対策を迂回すること、または(ii)技術的対策を 迂回するための製品を、本ソフトウェアと合わせて開発、配布または使用する。
- (6) 本ソフトウェアに関するお客様の権利を貸与、リース、販売、サブライセンス、譲渡または移転する、および本ソフトウェアの全部または一部を他のユーザーのデバイスにコピーすることを許可する。お客様がチーム用 Creative Cloud または教育用 Creative Cloud(指定ユーザー)をご購入の場合、該当するドキュメントに従って、シートを指定することができます。
- 1.6 **テリトリー** 複数のソフトウェアライセンスをご購入の場合、アドビとの間のボリュームライセンスプログラムに基づき許可される場合を除き、ライセンスを購入した国以外でインストールまたは導入してはなりません。欧州経済地域に居住するお客様については、「国」は、欧州経済地域を意味します。アドビは、お客様が本ソフトウェアまたはサービスを本条に違反して使用していると判断した場合、ここで付与された本ライセンスを終了、または Creative Cloud サブスクリプションまたは本サービスへのアクセス権を中断することがあります。

1.7 アクティベーション

本ソフトウェアのアクティベーションまたはサブスクリプションの認証のため、いくつか手順を踏まなければならない場合があります。本ソフトウェアのアクティベーションまたは登録、サブスクリプションの認証を行わない場合、またはアドビが本ソフトウェアが不正にまたは許可を得ないで使用されたと判定した場合、本ソフトウェアは機能低下、操作不能、サブスクリプションの終了あるいは停止になる場合があります。

1.8 アップデート

本ソフトウェアは、アドビからアップデートが時々自動的にダウンロードされ、インストールされることがあります。これらのアップデートは、バグの修正、新しい機能、または新しいバージョンの形を取ることがあります。お客様は、本ソフトウェアの使用の一環としてアドビからのアップデートを受け取ることに同意します。

2. 特定ソフトウェア条項

本条は、特定のソフトウェアおよびコンポーネントに適用されます。本条の規定と他の条項の規定の間 に矛盾がある場合、関連するソフトウェアまたはコンポーネントについては本条が適用されます。

- 2.1 **フォントソフトウェア** 本ソフトウェアにフォントソフトウェア(<u>追加条件</u>に支配される Typekit で使用可能なフォントを除く)が含まれる場合:
- (a) 特定のファイルに使用したフォントは、印刷業者またはその他のサービスビューローへ提供することができ、サービスビューローはお客様のファイルの処理にそのフォントを使用することができます。ただし、サービスビューローがその特定のフォントソフトウェアを使用するための有効なライセンスを保有している場合に限ります。
- (b) お客様は、お客様の電子文書を印刷、閲覧、および編集するために、フォントソフトウェアのコピーをその文書に埋め込むことができます。本ライセンスは、上記以外の埋め込みに関する権利を暗示するものでも許可するものでもありません。
- (c) 上記の例外として、http://www.adobe.com/go/restricted fonts jp に記載されているフォントは、本ソフトウェアのユーザーインターフェースの操作を目的としてのみ本ソフトウェアに含まれており、出力ファイルに含まれることを目的としていません。上記リンクに記載されているフォントは、本第2条1項に基づく使用は許諾されていません。お客様は、本ソフトウェア以外のソフトウェアアプリケーション、プログラム、またはファイル内で、またはそのいずれかを使って、上記リンクに記載されたフォントをコピー、移動、アクティベート、使用してはならず、また、フォント管理ツールによってこれらのフォントをコピー、移動、アクティベート、または使用してはなりません。
- (d) **オープンソースフォント** アドビによって本ソフトウェアと共に配布される一部のフォントは、オープンソースフォントの可能性があります。お客様によるこれらオープンソースフォントの使用には、http://www.adobe.com/go/font_licensing_jp の該当ライセンス条項が適用されます。
- 2.2 **After Effects のレンダリングエンジン** 本ソフトウェアが Adobe After Effects の完全版を含む場合、お客様は、Adobe After Effects のソフトウェアの完全版がインストールされたコンピューターを 1 台以上含む内部ネットワーク内のコンピューター上に、レンダリングエンジンを部数の制限なくインストールすることができます。「**レンダリングエンジン**」という用語は、After Effects プロジェクトのレンダリングを可能にするものの、After Effects の完全なユーザーインタフェースを含まない、オンプレミスソフトウェアのインストール可能な部分を意味します。
- 2.3 **Acrobat** 本ソフトウェアに Acrobat、 Document Cloud、または上記ソフトウェア内の特定の機能が 含まれる場合、本第 2 条 3 項が適用されます。
- (a) 本ソフトウェアには、本ソフトウェアに内蔵されるデジタル認証情報を使用することでお客様が特定 の機能を持つ PDF ドキュメントを作成することを可能にする、技術(以下「**本キー**」といいます)が含まれています。お客様は、いかなる目的のためにも本キーにアクセスせず、アクセスを試みず、また、本キーをコントロール、無効化、削除、使用または配布してはなりません。

- (b) 電子証明書 電子証明書は、アドビ認証文書サービスベンダーあるいはアドビ承認信頼リストベンダーなどの第三者認証機関(以下、「認証機関」といいます)が発行することができます。または、事故署名できます。電子署名の購入、使用および信頼するかどうかはお客様と認証機関の責任となります。証明書を信頼するかどうかを決定するのは、お客様のみに責任があります。別途、書面による保証が認証機関によってお客様に提供される場合を除き、電子署名のご使用の責任はお客様ご自身にあります。お客様は、電子証明書または認証機関の使用またはそれらに依存することに関連する、すべての責任、損失、訴訟、損害、請求(すべての合理的な額の費用、支出、弁護士費用を含む)からアドビを免責します。
- 2.4 **Adobe Runtime** ソフトウェアに Adobe AIR、Adobe Flash Player、Shockwave Player、または Authorware Player(以下総称して「**Adobe Runtimes**」といいます)が含まれる場合、本第 2 条 4 項が適用されます。
- (a) Adobe Runtime に関する制限 Adobe Runtime を PC 以外の機器上で、またはいかなる組み込み式または機器用のオペレーティングシステムでも使用してはなりません。疑義を避けるため、例えば、お客様は(1)モバイル製品、セットトップボックス、携帯端末、電話、ゲームコンソール、テレビ、DVD プレイヤー、メディアセンター(Windows XP メディアセンターエディションとその後継バージョンを除く)、電子計算機またはその他電子機器、インターネット機器またはその他インターネット周辺機器、PDA、医療機器、ATM、通信機器、ゲーム機、家庭用自動制御システム、キオスク、遠隔操作機器またはその他消費者用技術機器、(2)オペレーター携帯、ケーブル、衛星、またはテレビシステム、または(3)その他クローズドデバイス上で、Adobe Runtime を使用することはできません。Adobe Runtime のライセンスに関する詳細については、http://www.adobe.com/go/licensing_jp をご覧ください。
- (b) Adobe Runtime の配布 お客様は Adobe Runtime を、本ソフトウェアを使用して作成されたデベロッパーアプリケーションの完全に連携された部分として以外は、配布できません。これには、Apple iOS または Android オペレーティングシステム上で実行するようパッケージ化されたアプリケーションの一部など、本ソフトウェアと共に提供されるユーティリティが含まれます。生成された出力ファイルまたはデベロッパーアプリケーションを PC 以外の機器へ配布するには、お客様は、追加のロイヤリティの対象となる特定のライセンスの購入が必要になる場合があります。PC 以外の機器のライセンスを取得すること、および適用可能なロイヤリティを支払うことはお客様のみの責任です。アドビは本条項下で、デベロッパーアプリケーションを実行する、または PC 以外の機器でファイルを出力するための第三者のテクノロジーに対するライセンスを付与しません。本条に明示的に記載されている場合を除き、お客様はAdobe Runtimes を配布できません。
- 2.5 **Contribute Publishing Services** 本ソフトウェアに付属する Contribute Publishing Services ソフトウェア エンドユーザーライセンス契約により、Contribute Publishing Services ソフトウェアに接続することがある各個別ユーザーに対して、Contribute Publishing Services ソフトウェアに接続するライセンスをお客様 が購入していない場合、お客様は Contribute Publishing Services ソフトウェアに接続できません。ただし、

アドビ Contribute Publishing Services ソフトウェアの体験版は、Contribute Publishing Services ソフトウェアエンドユーザーライセンス契約によって Contribute Publishing Services ソフトウェアに接続およびインストールすることができます。

2.6 Adobe Presenter 本ソフトウェアに Adobe Presenter が含まれ、Adobe Connect Add-in を本ソフトウェアの使用と合わせてインストールまたは使用する場合、お客様は Adobe Connect Add-in を 1 台のコンピューター上以外でインストールまたは使用してはならず、Adobe Connect Add-In を PC 以外の製品(Web に接続可能な機器、セットトップボックス、携帯端末、電話、Web パッド機器などが含まれるが、それらに限定されない)でインストールまたは使用してはなりません。さらにお客様は、、本ソフトウェア(以下、「Adobe Presenter Run-Time」といいます)を使用して作成および生成されたプレゼンテーション、情報、またはコンテンツに埋め込まれている本ソフトウェアの一部を、それが埋め込まれているプレゼンテーション、情報、またはコンテンツと共にのみ使用できます。お客様および Adobe Presenter Run-Time を埋め込んだプレゼンテーション、情報はよびコンテンツのすべてのライセンシーは、プレゼンテーション、情報、コンテンツから Adobe Presenter Run-Time を分離して使用することを禁じられています。さらに、お客様および Adobe Presenter Run-time を埋め込んだプレゼンテーション、情報およびコンテンツのすべてのライセンシーが、Adobe Presenter Run-Time を変更、リバースエンジニア、逆アセンブルすることは禁じられています。

2.7 Digital Publishing Suite(「DPS」)および InDesign 本ソフトウェアに DPS サービス(「DPS デスクトップツール」)で機能またはこれにアクセスするように設計された特定のコンポーネントが含まれている場合、以下の目的のみに DPS デスクトップツールを使用する必要があります。(a) Content Viewer 内で表示されるようにコンテンツを作成または制作する(DPS に関連した使用条項に指定されているように、このコンテンツは「出力」と呼ばれる)。(b) その出力を評価し、テストします。または(c) 可能であれば、DPS にアクセスし、使用します。第2条7項で明確に許可される場合を除き、お客様は、DPS デスクトップツールを表示、配布、変更または公開実行してはなりません。

2.8 Adobe Media Encoder Adobe の VIP プログラムを通じてソフトウェアをご購入の場合で、Adobe Media Encoder(「AME」)のインストールの数がそのソフトウェア用にご購入のライセンスの総数を越えなければ、お客様に許諾されたソフトウェアの他のインスタンスによって作成されたエンコーディング、デコーディングまたはトランスコーディングプロジェクト用に限って、お客様は、任意の数のコンピュータに AME をインストールすることができます。ただし、(1)本ソフトウェア以外のソフトウェアに、(2)ホステッド サービスの一部として、(3)任意のサードパーティを代表して、(4)サービスビューロー方式で、または(5)個人によって開始されていないオペレーション用には、AME の使用を申し出るか、使用するか、または許可するために、AME の先行インストールを使用してはなりません。

3. 法域別の条件

本条は特定の法域に適用されます。本条の規定と他の条項の規定の間に矛盾がある場合、当該法域については本条の規定が適用されます。

3.1 **ニュージーランド** ニュージーランドで本ソフトウェアを個人または家庭で使用するために(業務目的でなく)取得する消費者については、本契約は消費者保証法の対象となります。

3.2 欧州経済地域

- (a) **保証** お客様が欧州経済地域(EEA)で本ソフトウェアを取得され、通常は EEA にお住まいで、消費者(つまり、ソフトウェアを業務ではなく個人用の目的に使用する個人)である場合、本ソフトウェアに関する保証期間は、サブスクリプションの期間となります。保証請求に関するアドビの全責任、および保証に基づくお客様の唯一の救済策は、保証請求に基づくソフトウェアへのサポート、ソフトウェアの交換、またはソフトウェア交換が不可能な場合は、当該ソフトウェアに関する支払い済みサブスクリプション料金のうち、未経過部分の払い戻しのいずれかに限定され、そのどれを選択するかはアドビが決定します。さらに、本ソフトウェアの使用に関するお客様の損害には、本契約の条件が適用されますが、アドビは、アドビが本契約に違反した場合について、相応に予測可能な直接的損害に対して責任を負います。お客様には、損害を回避し軽減するためにあらゆる合理的な手段を講じること、特に本ソフトウェアおよびお客様のコンピューターデータのバックアップコピーを作成することを推奨します。
- (b) **逆コンパイル** 本契約のいかなる規定も、法により認められる、本ソフトウェアを逆コンパイルする放棄不能な権利を制限するものではありません。例えば、お客様が欧州連合(EU)にお住まいの場合、本ソフトウェアと別のソフトウェアの相互運用を可能にするために必要な情報をアドビが提供しておらず、本ソフトウェアの逆コンパイルが必要な場合は、お客様は適用法に基づき逆コンパイルを行う権利を有します。この状況においても、お客様はまず、この相互運用を可能にするために必要な情報の提供を、アドビに書面で依頼しなければなりません。さらに、逆コンパイルは本ソフトウェアを使用するお客様本人またはお客様のために本ソフトウェアを使用する人のみが行うことができます。アドビは、該当する情報を提供する前に合理的な条件を課す権利を保有します。お客様は、アドビから提供される情報、またはお客様が取得した情報を、本条に規定する目的に限って使用することができます。この情報はいかなる第三者にも開示してはならず、またアドビの著作権、またはアドビに対するライセンサーの著作権を侵害するような方法で情報を使用してはなりません。
- 3.3 **オーストラリア** 本契約の規定にかかわらず、お客様が本ソフトウェアをオーストラリアで入手した場合、以下の規定が適用されます。

オーストラリアの消費者の皆様へ:

当社の製品にはオーストラリア消費者法に基づく保証が付属しており、この保証は適用の除外が 不能な保証です。お客様は、重大な不具合については交換または払戻しを受ける権利、その他の 合理的に予測可能な損失または損害については補償を受ける権利を有します。また、商品が十分な品質を満たさず不具合が重大な障害に至らない場合、商品の修復または交換を受ける権利が与えられます。

4. 米国政府がエンドユーザーの場合

米国政府による購入の場合、本ソフトウェアは FAR 12.212 で定義される商用コンピューターソフトウェアとなるため、FAR セクション 52.227-19「商用コンピューターソフトウェア - 制限される権利」で定義される制限される権利、および DFARS セクション 227.7202「商用コンピューターソフトウェアまたは商用コンピューターソフトウェアドキュメンテーションに関する権利」ならびにそれらの後継規制法の対象となります。米国政府が本ソフトウェアを使用し、変更し、複製をリリースし、実行し、表示し、または開示する場合、本契約に規定されている使用許諾権および制限事項に従って行わなければなりません。

5. 第三者通知

5.1 **第三者のソフトウェア** 本ソフトウェアに、第三者のソフトウェアが含まれる場合があり、追加の条件が適用される場合があります。これらの条件は http://www.adobe.com/go/thirdparty_jp で確認することができます。

5.2 AVC の配布 以下の内容は、AVC インポートエクスポート機能を含むソフトウェアに適用されます。本製品は、(a) VC 標準規格に準拠したビデオ(以下、「AVC ビデオ」といいます)のエンコーディング、(b) 個人で非営利的な活動に従事する消費者がエンコーディングしたか、または AVC ビデオを提供する認可を受けているビデオプロバイダーから入手した AVC ビデオのデコーディングを目的とする消費者個人の非営利的な用途に対し、AVC 特許ポートフォリオライセンスに従って使用許諾されます。他のいかなる使用についても、ライセンスは許諾も暗示もされていません。詳細情報は、MPEG LA, L.L.C.から入手できます。http://www.adobe.com/go/mpegla_ipをご覧ください。

6. アプリケーションプラットフォームの条件

6.1 **Apple** 本ソフトウェアが Apple iTunes ストアからダウンロードされた場合、お客様は、Apple には 本ソフトウェアに対する保守およびサポートサービスの一切の義務がないことを認めるものとします。 ソフトウェアが適用可能な保証に適合しない場合、お客様は Apple に通知することができ、Apple はその ソフトウェアの購入価格をお客様に返金します。法律が許す最大限度まで、Apple にはソフトウェアに関 連するその他の一切の保証義務はありません。

6.2 **Microsoft** 本ソフトウェアが Microsoft Store からダウンロードされた場合、お客様は、Microsoft、機器メーカー、およびネットワークオペレーターに本ソフトウェアに対する保守およびサポートサービスの一切の義務がないことを認めるものとします。

Adobe Systems Incorporated: 345 Park Avenue, San Jose, California 95110-2704 Adobe Systems Software Ireland Limited: 4-6 Riverwalk, City West Business Campus, Saggart, Dublin 24

Software_Terms-ja_JP-20170401_2200